平成２２年（フ）第１１０号
北海道帯広市西17条北２丁目42番13号　ル・ソレイユ１―206号
債務者　辻　　雅弘
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
横浜市磯子区洋光台５―13―16、住民票上の住所横浜市栄区庄戸５丁目３番14号
債務者　石垣　善信
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９２号
横浜市神奈川区白幡向町24番19―202号
債務者　小河原静江
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１６号
横浜市緑区東本郷４丁目７番３―208号
債務者　金子　房夫
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２５号
横浜市西区伊勢町３丁目118番地３　ウィルローズ横浜伊勢町203号
債務者　米田亜希子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９１号
相模原市中央区淵野辺２丁目16番12号　パナハイツモリヤ106号
債務者　山口　文雄
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１０号
相模原市南区大野台７丁目９番18号　渡辺ハウス102
債務者　佐藤　絢子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３１１号
岡山市北区葵町８番21号
債務者　景山　和惠
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７号
熊本県八代市郡築十番町92番地９
債務者　村上　良美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５８号
熊本県八代市塩屋町９番39号
債務者　上野　長行
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第８６号
栃木県小山市城東３丁目６番33号
債務者　小林貴美子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２９３号
川崎市川崎区大島５丁目１番15号　ティンカーベルハウス302
債務者　風間　陽一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
岡山市南区宗津971番地８
債務者　小泉　真弓（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８７号
岡山県高梁市有漢町有漢3383番地
債務者　宮本　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５号
岡山市中区江並76番地１　303
債務者　井口　幸一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部